

北海道行政基本条例に関する道民意見に対する道の考え方

意 見		道の考え方
<p>第3条 情報の公開</p>	<p>条例では公文書の開示を適切に行うことを行政運営の基本原則の一つとして定めているが、公文書の適切な作成や保存義務といった情報公開の前提となる重要事項が盛り込まれていない。道の規定等では、比較的短期間のうちに廃棄処分可能とされる公文書の範囲が非常に広く、条例が目指す道民との情報共有や連携・協働を進めるうえで大きな障害となることが懸念される。これまでも道では、保存期間が経過し公文書を廃棄したため事後的な救済措置等に支障を来す事案や、議事録の未作成により政策決定の事後的検証ができない事案等が発生している。条例第3条に定める情報公開の原則が真に実効性を伴うものとするためには、公文書管理に関する基本原則を定めた条項を追加するか、新たに公文書管理に関する基本条例を制定すべき。</p>	<p>公文書の管理については、道の規則、規程などの内部規定に基づいて行われていますが、不適切な事案が発生した場合には、内部規定を改正するなどの再発防止策を講ずることにより、適時適切に対応しております。</p> <p>また、公文書に関する条例については、現在、12都県で制定されているものと承知していますが、道としては、こうした都県の運用状況や、その他の府県の動向も踏まえつつ、制定の必要性について検討を進めてまいります。</p>